

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海岸法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課 電話番号: 03-5253-8439 e-mail: onitani-r2pw@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成26年3月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理を適正なものとする。</p> <p>(1) 海岸保全施設の損傷等の予防等の措置(海岸法第12条関係) (2) 水門、陸閘等の操作規程の策定等(海岸法第14条の3、第14条の4、第21条の2及び第21条の3関係) (3) 災害時における緊急措置の創設(海岸法第23条関係) (4) 海岸協力団体制度の創設(海岸法第23条の3から第23条の7まで関係)</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令の名称・関連条項】</p> <p>(1) 海岸法第12条関係 (2) 海岸法第14条の3、第14条の4、第21条の2及び第21条の3関係 (3) 海岸法第23条関係 (4) 海岸法第23条の3から第23条の7まで関係</p>
想定される代替案	<p>(1) 船舶の所有者に対し、船舶の除却等必要な措置を命ずることができるのみとし、船舶の所有者が確知できない場合においては簡易代執行を行わないこととする。 (2) 他の管理者に対し、操作規程の策定のみを義務付け、当該操作規程を遵守していない場合等における海岸管理者による監督処分(勧告、公表、命令)は規定しないこととする。 (3) 津波、高潮等の発生時における緊急措置を法令に規定せず、物件の使用等について所有者の承認を前提とし、被害防止の業務について付近の居住者等の自主的な取組として実施する。 (4) 海岸管理者の指定を受けた海岸協力団体については占用等の許可又はそれに代わる手続を不要とする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) 沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用が発生する。 (2) 操作規程を定め、又は変更し、承認を受けるための費用、操作規程に定めた訓練を行うための費用及び海岸管理者より受けた措置命令を実施するための費用(他の管理者が操作規程を定めない場合や遵守していないことにより命令を受けた場合に限る。)が発生する。 (3) 緊急措置の従事に係る費用が発生する。 (4) 協議の資料準備等に要する費用(海岸協力団体)及び海岸協力団体の指定を申請するための費用(申請者)が発生する。</p>	<p>(1) 沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用が発生する。 (2) 操作規程を定め、又は変更し、承認を受けるための費用及び操作規程に定めた訓練を行うための費用が発生する。 (3) 当該物件を処分し、又は海岸管理者に使用させる費用(物件の所有者)及び津波、高潮等の発生による被害の防止のための措置の従事に係る費用及びその措置による負傷等に対する費用(緊急措置に従事した者)が発生する。 (4) 海岸協力団体の指定を申請するための費用が発生する。</p>
(行政費用)	<p>(1) 船舶の所有者に対する除却等の命令に要する費用及び簡易代執行による沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用が発生する。 (2) 他の管理者が定め、又は変更した操作規程を承認するための費用(関係市町村長の意見の聴取を含む)、監督処分(勧告、公表、命令)に要する費用及び措置命令により損失を受けた者に対する損失の補償に係る費用(他の管理者の海岸の状況の変化その他当該海岸に関する特別の事情により命令を受けた場合に限る。)が発生する。 (3) 緊急措置により生じた損失又は損害の補償に係る費用及び緊急措置に要する費用が発生する。 (4) 協議への対応に要する費用及び海岸協力団体の指定に要する費用が発生する。</p>	<p>(1) 船舶の所有者に対して除却等の命令に要する費用が発生する。 (2) 他の管理者が定め、又は変更した操作規程を承認するための費用(関係市町村長の意見の聴取を含む)が発生する。 (3) 物件の所有者が確知できない場合にその所有者の搜索等に要する費用が発生する。 (4) 海岸協力団体の指定に要する費用が発生する。</p>
(その他の社会的費用)	<p>(1) 特になし。 (2) 特になし。 (3) 特になし。 (4) 特になし。</p>	<p>(1) 特になし。 (2) 特になし。 (3) 特になし。 (4) 海岸環境への悪影響が発生する。</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)当該規制案により、海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げにより、海岸保全施設等が損傷等されるおそれがある場合に当該船舶の所有者に対し、船舶の除却を命じ、船舶の所有者が確知できないときは海岸管理者による簡易代執行により、海岸保全施設の損傷等を防ぎ、又は軽減することができるため、当該施設の修繕費用が発生しない、又は費用低減させることができるという便益がある。また、当該施設が損傷等されることを防ぐことで、海岸保全施設等としての機能を維持することができ、仮に津波、高潮等の災害が発生した場合においても当該施設の本来の機能が発揮されることで、被害の軽減に資するため、これによる便益は非常に大きい。</p> <p>(2)当該規制案により、他の管理者が、操作規程を定め、海岸管理者の承認を受け、当該操作規程を遵守すること又は他の管理者がそれらを行わない場合に海岸管理者による監督処分により実効性のある取組が行われることから、津波、高潮等の発生時において、現場操作員の安全性を確保しつつ、操作施設の適切な操作が行われ、被害を防止できるため、これによる便益は非常に大きい。</p> <p>(3)当該規制案により、津波、高潮等の発生のおそれがあり、緊急の必要があるときに、必要な土地等を使用等し、又は障害物を処分すること及び付近の居住者等を当該業務に従事させることができることにより、津波、高潮等の発生による被害の防止のための措置を円滑に行え、また、不測の事態への対応が強化され、被害を防止できるため、これによる便益は非常に大きい。</p> <p>(4)海岸管理者の指定を受けた海岸協力団体の活動を行う際の手続の負担の軽減につながる。海岸管理に関わる活動を行う民間団体の数は多数に上っており、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりから、今後もその数は増加するものと考えられ、当該規制緩和案による負担の軽減の効果は、これら多くの者に及ぶものである。さらに、こうした負担の軽減により、市民団体等の民間団体等の多様な主体の参画を促し、円滑に活動が行われることにより、海岸環境の保全等が一層促進される。</p>	<p>(1)代替案においても、船舶の除却を命ずることにより、未然に海岸保全施設の損傷等を一定程度防ぐことができるが、船舶の所有者を確知できない場合においては簡易代執行をできず、船舶が放置されることになり、海岸保全施設が損傷等されるおそれがある。</p> <p>(2)代替案においては、これまでどおり許可工作物等の維持修繕をその設置者の自主的な取組に委ねることとなるが、維持管理に要する費用、労力等の問題から、多くの許可工作物においては十分な取組が行われない場合もあり得る。特に使用頻度の低い施設については、維持管理が適切でない状態のまま長期間にわたり放置されるおそれがある。今後の更なる老朽化の進展により、老朽化した許可工作物等による重大な水害の発生やその被害の増大のリスクは、ますます高まっていくことから、代替案によっては、左記のような便益が得られない。</p> <p>(3)代替案においては、津波、高潮等の発生のおそれがあり、緊急の必要があるときに、必要な土地等の所有者や付近の居住者等の自主的な取り組みが得られない場合においては、不測の事態等に対応できず、津波、高潮等による甚大な被害が生じるリスクが高まり、上記のような便益は得られない。</p> <p>(4)当該規制緩和案以上に活動を行う際の手続の負担は軽減されるが、許可の手続を不要とすることで海岸管理が適正に行われない可能性があり、上記のような便益は得られない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>		<p>(1)海岸保全施設の損傷等が発生する前に船舶を除却等することにより、当該施設の修繕費用が発生しないこと及び災害時における当該施設の損傷等による被害の発生又は拡大を防止できることの便益は非常に大きい。一方で、費用については、沈没又は乗り揚げた船舶を当該船舶の所有者が除却等する費用又は海岸管理者が簡易代執行により撤去等する費用が生じるものの、上記の便益が当該費用を上回っているものと考えられる。</p> <p>また、代替案は本規制案と比較すると、費用については簡易代執行による沈没又は乗り揚げた船舶の除却等に要する費用が発生しないため当該規制案より減少するものの、海岸保全施設が損傷等されるおそれがあり、損傷等した場合には海岸保全施設等を修繕するための費用や海岸保全施設の損傷等による災害時の被害が発生又は拡大するリスクが高まり、上記のような便益は得られないため、本規制案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2)他の管理者が、操作規程を定め、海岸管理者の承認を受け、当該操作規程を遵守することにより、津波、高潮等の発生時において、安全かつ適切な操作が行われ、被害を防止できることによる便益は非常に大きい。一方、費用については、操作規程を定め、承認を受けるための遵守費用、操作規程に定めた訓練を行うための遵守費用及び海岸管理者より受けた措置命令を実施するための遵守費用が生じるとともに、他の管理者が定めた操作規程を承認するための行政費用(関係市町村長の意見の聴取を含む。)、監督処分に要する行政費用及び措置命令により損失を受けた者に対する補償に係る行政費用が生じるものの、上記の便益が当該費用を上回っているものと考えられる。</p> <p>また、代替案は本規制案と比較すると、海岸管理者より受けた措置命令を実施するための遵守費用、海岸管理者による監督処分に係る行政費用及び措置命令により損失を受けた者に対する補償に係る行政費用は不要となるが、規制の実効性が担保されず、津波、高潮等による甚大な被害が生じるリスクが高まり、これによる費用が生じ、当該遵守費用及び当該行政費用より大きいと考えられるため、本規制案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(3)津波、高潮等の発生のおそれがあり、これによる被害を防止する措置をとるため緊急の必要があるときに、必要な土地等を使用等し、又は障害物を処分すること及び付近の居住者等を当該業務に従事させることができることにより、操作施設の閉鎖等の措置が円滑に行え、また、不測の事態への対応が強化され被害を防止できることから便益は非常に大きい。</p> <p>一方で、当該緊急措置に要する費用及びそれにより生じた損失又は損害の補償に係る行政費用は発生するものの、当該緊急措置を行うことができないことにより津波、高潮等による被害を防止できる便益の大きさと比較すれば、上記の被害防止の便益が当該費用を上回っているものと考えられる。</p> <p>また、代替案は本規制案と比較すると、自主的な取組が得られないことにより津波、高潮等の被害を防止することができず、甚大な被害が生じるリスクが高まり、物件の所有者の捜索等による行政費用が増加することになるため、本規制案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(4)当該規制緩和案によって発生する費用は協議の資料準備等に要する費用(遵守費用)及び協議への対応に要する費用(行政費用)のみであり、従前のように個々の活動の際に逐一主体性の審査を含む許可の厳格な手続をとらなければならない場合と比べ費用が小さくなるのに対して、多様な主体の参画を通じた海岸管理に資する活動等の促進や海岸管理者の補助的業務の担い手の拡大による海岸管理体制の強化が図られ、費用対便益は向上するものと考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、当該規制緩和案以上に負担は軽減されるものとは考えられるが、個々の活動の際、海岸保全区域又は一般公共海岸区域において行われる行為が海岸管理上支障のないものかどうかをあらかじめ確認することができないため、行為の内容によっては海岸環境等に悪影響を及ぼす行為が行われるおそれがあり、また、海岸管理者による状況把握や監督が十分行き届かないことから、海岸管理上不適切な行為が行われていた場合には災害発生時に被害が拡大するおそれもあるため、当該規制緩和案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p>

有識者の見解その他関連事項	○海岸のあり方検討委員会「今後の海岸管理のあり方について(とりまとめ)」(平成25年1月)
レビューを行う時期又は条件	・政策チェックアップ(毎年度)により検証する。施行後おおむね5年間を分析対象期間とする。 ・本法案においては、規制の見直し条項を設けており、施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。
備考	